

三重 SBC よっしーず 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本チームは、三重男子中学生ソフトボールクラブよっしーず（略称「三重 SBC よっしーず」、以下「本部」という。）と称する。

第2条 (事務所)

本部の事務所は、代表者の自宅に置く。

第3条 (目的)

本部は、ソフトボール競技を通じて、部員の心身の健全育成と技術向上、部員及び保護者相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

本部は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 練習及び試合等の実施
2. 各種大会への参加
3. 他チームとの交歓交流活動
4. その他この部の目的達成に必要な活動

第2章 組織

第5条 (構成)

本部は、スポーツ少年団として津市に登録し、
中学1年生～中学3年生（次年度に新中学生になる小学6年生含む）
部員の保護者および指導者
を持って構成する。

第6条 (役員等)

本部に代表、会計及び保護者代表など部の活動に必要な役員を置き、部の活動に関する重要事項は役員会を必要に応じて開催し、審議する。

第7条 (入部)

本部への入部は、ソフトボールを愛好する中学生等で保護者の承諾を得て、本部の定める『入部届』で申し込むものとする。

第8条 (退部)

本部からの退部は、部員が自らの退部の意思を代表に申し出た時点で認められるものとする。

なお、既に納入済みの部費の返金を行わない。

第9条（資格の喪失）

本部は、部員に次の項目に該当することがあったときは、代表、監督及び指導者又は保護者と協議の上、部員の資格を喪失させることができる。

1. 理由がなく部費を3か月以上納付できなかつたとき
2. 理由がなく無届で長期に休んだとき
3. 本部の名誉を傷付けたり、非協調的な言動を繰り返したとき
4. その他本部の目的、趣旨に反してことをしたとき

第3章 安全と責任

第10条（保険加入）

全ての部員は、スポーツ安全保険に保険料個人負担で加入するものとする。

また、本部の指導者及び審判員等も保険に加入するものとするが、保険料は部費から負担する。

第11条（安全確保）

1. 本部は、部員の健康管理、安全確保について細心の注意を払い、活動中に事故の発生がないように努めるもの
2. 部員及び保護者は、部員の身体に異常がある時は、代表、監督又は指導者へ申し出ること

第12条（事故の責任）

本部の活動（練習、試合及び部での移動中等）に万が一事故が発生した場合は、加入する保険範囲内で補償する。

よって、部員及びその保護者は、他の部員、指導者、監督、代表等に責任の追及、損害賠償の請求を一切行わないものとする。

第4章 会計

第13条（会計年度）

会計事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする

第14条（運営費）

本部は、部費、補助金、寄附金等により運営するものとする。

第15条（部費）

本部の活動は、部員の部費により運営するものとする。毎月の部費は次の金額とする。

1. 土日祝祭日の練習参集部員

2,000 円／月

2. 中学校の部活と兼務し、土日のどちらか1日のみに練習参加する部員

1,000 円／月

第 16 条（個人経費）

1 年間経費

部員は、前条の部費以外に次の経費を年度毎に別途ふたんするものとする。なお、各経費の対象期間は毎年4月1日から3月31日までの1年間であり、年度途中の入部であっても、同額を負担するものとする。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. スポーツ安全保険 | 800 円 |
| 2. スポーツ少年団登録費 | 0 円 |
| 3. ソフトボール協会登録費 | 0 円 |

2 入部時経費

次のものは個人負担で購入し、個人所有、個人管理するものとする。

1. 個人ユニホーム
2. 帽子
3. チーム T シャツ
4. ヘルメット

第 17 条（交通費）

大会及び練習試合への交通費は、参加人数と行先地に応じて別途割前勘定するものとする。

第 5 章 その他

第 18 条（部員の心得）

本部に所属する部員は、次の心得を守らなければならない。

1. ソフトボールを理由に、学業を疎かにしない
2. 礼儀正しく、誰に対しても大きくはっきりとあいさつする
3. チーム及び個人道具、グラウンド施設等を大切にし、整理整頓をする
4. 周囲の状況を観察し、限られた時間を有効に使うためにてきぱきと行動する
5. 「仲間、対戦相手」、「審判」、「ルール」等ソフトボールに関わる人、物を尊重し、正々堂々と全力で勝負する
6. 親や環境、出会いなどソフトボールができることに感謝し、不断の努力で自己研鑽に励むこと

第 19 条（ユニホーム）

1. 本部の試合用ユニホームは、第 16 条第 2 項のとおり個人負担で購入し、個人所有及び個人管理するものとする。
よって、ユニホームに破損、紛失等があった場合は、個人負担で再購入とすること。
2. ユニホームナンバーは、主将の 10 番、監督 30 番、コーチ 31、32 番を除いた 1～99 番の好きなナンバーを指定し、卒部、退部するまで番号を固定するものとする。
なお、主将の 10 番、監督 30 番、コーチ 31、32 番は部費により購入し、部所有とする。

第 20 条（個人情報取扱と利用目的）

- 1 本部の活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号等）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱う。
- 2 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし。本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用しない。
 1. ソフトボール協会登録手続き
 2. スポーツ少年団登録手続き
 3. スポーツ安全保険手続き
 4. その他必要な場面（個人情報利用前に本人、保護者の承諾を得る）

第 21 条（広報）

- 1 本部は、活動情報などを発信することで本部の魅力を伝え、男子中学生ソフトボール競技の普及および新規部員の加入を促すなどのために、写真、動画を撮影し、撮影した素材をチラシや SNS（「ソーシャルネットワーキングサービス」の略）などに必要な場合に利用する。
- 2 前項の広報に関しては、入部する際に目的を理解し、写真、動画を利用することを同意するものとする。

第 6 章 雑則

第 22 条（規約の変更）

この規約は、役員会において発議し、保護者の 3 分の 2 以上の同意が得られなければ変更することができないものとする。

附 則

本部規約は、設立日である令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規約は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改正する。